

事 務 連 絡  
平成21年5月21日

北海道運輸局自動車交通部旅客（第一・第二）課長 殿

自動車交通局旅客課  
新輸送サービス対策室長

自家用有償旅客運送自動車等の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の確実な実施に向けた取り組みについて

自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件については、「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確実な確保に向けた指導の徹底について」（平成20年9月30日付け国自旅第231号）及び「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確認について」（平成20年9月30日付け事務連絡）により取り扱うこととしているが、講習実施者においては、受講者数の減少等により、講習会の定期的な開催が困難になると推測されている。

このため、下記により、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるなど、自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件が確実に確保されるよう取り組まれない。

なお、記2. については、国土交通省のホームページからも各講習実施者のホームページへリンクできるように措置することとしているので、必要なデータを当室まで送付されたい。

#### 記

1. 複数の講習実施者が連携して講習会を開催するなど、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるよう関係者と連絡・調整を行うこと。
2. 講習実施者の講習会の開催計画等について、運輸局・運輸支局のホームページに掲載するなど、受講者への情報提供を行うこと。
3. 運送者自らが講習実施者となることなど、講習実施体制の強化に向けて必要な働きかけを行うこと。

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 5 月 2 1 日

東北運輸局自動車交通部旅客（第一・第二）課長 殿

自動車交通局旅客課  
新輸送サービス対策室長

自家用有償旅客運送自動車等の運転者に対して道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 6 第 4 項の基準に適合すると認められる者が行う講習の確実な実施に向けた取り組みについて

自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件については、「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確実な確保に向けた指導の徹底について」（平成 2 0 年 9 月 3 0 日付け国自旅第 2 3 1 号）及び「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確認について」（平成 2 0 年 9 月 3 0 日付け事務連絡）により取り扱うこととしているが、講習実施者においては、受講者数の減少等により、講習会の定期的な開催が困難になると推測されている。

このため、下記により、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるなど、自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件が確実に確保されるよう取り組まれない。

なお、記 2. については、国土交通省のホームページからも各講習実施者のホームページへリンクできるように措置することとしているので、必要なデータを当室まで送付されたい。

#### 記

1. 複数の講習実施者が連携して講習会を開催するなど、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるよう関係者と連絡・調整を行うこと。
2. 講習実施者の講習会の開催計画等について、運輸局・運輸支局のホームページに掲載するなど、受講者への情報提供を行うこと。
3. 運送者自らが講習実施者となることなど、講習実施体制の強化に向けて必要な働きかけを行うこと。

事 務 連 絡  
平成21年5月21日

関東運輸局自動車交通部旅客（第一・第二）課長 殿

自動車交通局旅客課  
新輸送サービス対策室長

自家用有償旅客運送自動車等の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の確実な実施に向けた取り組みについて

自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件については、「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確実な確保に向けた指導の徹底について」（平成20年9月30日付け国自旅第231号）及び「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確認について」（平成20年9月30日付け事務連絡）により取り扱うこととしているが、講習実施者においては、受講者数の減少等により、講習会の定期的な開催が困難になると推測されている。

このため、下記により、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるなど、自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件が確実に確保されるよう取り組まれない。

なお、記2. については、国土交通省のホームページからも各講習実施者のホームページへリンクできるように措置することとしているので、必要なデータを当室まで送付されたい。

#### 記

1. 複数の講習実施者が連携して講習会を開催するなど、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるよう関係者と連絡・調整を行うこと。
2. 講習実施者の講習会の開催計画等について、運輸局・運輸支局のホームページに掲載するなど、受講者への情報提供を行うこと。
3. 運送者自らが講習実施者となることなど、講習実施体制の強化に向けて必要な働きかけを行うこと。

事 務 連 絡  
平成21年5月21日

北陸信越運輸局自動車交通部旅客課長 殿

自動車交通局旅客課  
新輸送サービス対策室長

自家用有償旅客運送自動車等の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の確実な実施に向けた取り組みについて

自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件については、「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確実な確保に向けた指導の徹底について」（平成20年9月30日付け国自旅第231号）及び「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確認について」（平成20年9月30日付け事務連絡）により取り扱うこととしているが、講習実施者においては、受講者数の減少等により、講習会の定期的な開催が困難になると推測されている。

このため、下記により、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるなど、自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件が確実に確保されるよう取り組まれない。

なお、記2. については、国土交通省のホームページからも各講習実施者のホームページへリンクできるように措置することとしているので、必要なデータを当室まで送付されたい。

#### 記

1. 複数の講習実施者が連携して講習会を開催するなど、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるよう関係者と連絡・調整を行うこと。
2. 講習実施者の講習会の開催計画等について、運輸局・運輸支局のホームページに掲載するなど、受講者への情報提供を行うこと。
3. 運送者自らが講習実施者となることなど、講習実施体制の強化に向けて必要な働きかけを行うこと。

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 5 月 2 1 日

中部運輸局自動車交通部旅客（第一・第二）課長 殿

自動車交通局旅客課  
新輸送サービス対策室長

自家用有償旅客運送自動車等の運転者に対して道路運送法施行規則第 5 1 条の  
1 6 第 4 項の基準に適合すると認められる者が行う講習の確実な実施に向けた  
取り組みについて

自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件については、「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確実な確保に向けた指導の徹底について」（平成 2 0 年 9 月 3 0 日付け国自旅第 2 3 1 号）及び「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確認について」（平成 2 0 年 9 月 3 0 日付け事務連絡）により取り扱うこととしているが、講習実施者においては、受講者数の減少等により、講習会の定期的な開催が困難になると推測されている。

このため、下記により、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるなど、自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件が確実に確保されるよう取り組まれない。

なお、記 2. については、国土交通省のホームページからも各講習実施者のホームページへリンクできるように措置することとしているので、必要なデータを当室まで送付されたい。

#### 記

1. 複数の講習実施者が連携して講習会を開催するなど、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるよう関係者と連絡・調整を行うこと。
2. 講習実施者の講習会の開催計画等について、運輸局・運輸支局のホームページに掲載するなど、受講者への情報提供を行うこと。
3. 運送者自らが講習実施者となることなど、講習実施体制の強化に向けて必要な働きかけを行うこと。

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 5 月 2 1 日

近畿運輸局自動車交通部旅客（第一・第二）課長 殿

自動車交通局旅客課  
新輸送サービス対策室長

自家用有償旅客運送自動車等の運転者に対して道路運送法施行規則第 5 1 条の  
1 6 第 4 項の基準に適合すると認められる者が行う講習の確実な実施に向けた  
取り組みについて

自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件については、「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確実な確保に向けた指導の徹底について」（平成 2 0 年 9 月 3 0 日付け国自旅第 2 3 1 号）及び「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確認について」（平成 2 0 年 9 月 3 0 日付け事務連絡）により取り扱うこととしているが、講習実施者においては、受講者数の減少等により、講習会の定期的な開催が困難になると推測されている。

このため、下記により、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるなど、自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件が確実に確保されるよう取り組まれない。

なお、記 2. については、国土交通省のホームページからも各講習実施者のホームページへリンクできるように措置することとしているので、必要なデータを当室まで送付されたい。

#### 記

1. 複数の講習実施者が連携して講習会を開催するなど、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるよう関係者と連絡・調整を行うこと。
2. 講習実施者の講習会の開催計画等について、運輸局・運輸支局のホームページに掲載するなど、受講者への情報提供を行うこと。
3. 運送者自らが講習実施者となることなど、講習実施体制の強化に向けて必要な働きかけを行うこと。

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 5 月 2 1 日

中国運輸局自動車交通部旅客（第一・第二）課長 殿

自動車交通局旅客課  
新輸送サービス対策室長

自家用有償旅客運送自動車等の運転者に対して道路運送法施行規則第 5 1 条の  
1 6 第 4 項の基準に適合すると認められる者が行う講習の確実な実施に向けた  
取り組みについて

自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件については、「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確実な確保に向けた指導の徹底について」（平成 2 0 年 9 月 3 0 日付け国自旅第 2 3 1 号）及び「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確認について」（平成 2 0 年 9 月 3 0 日付け事務連絡）により取り扱うこととしているが、講習実施者においては、受講者数の減少等により、講習会の定期的な開催が困難になると推測されている。

このため、下記により、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるなど、自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件が確実に確保されるよう取り組まれない。

なお、記 2. については、国土交通省のホームページからも各講習実施者のホームページへリンクできるように措置することとしているので、必要なデータを当室まで送付されたい。

#### 記

1. 複数の講習実施者が連携して講習会を開催するなど、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるよう関係者と連絡・調整を行うこと。
2. 講習実施者の講習会の開催計画等について、運輸局・運輸支局のホームページに掲載するなど、受講者への情報提供を行うこと。
3. 運送者自らが講習実施者となることなど、講習実施体制の強化に向けて必要な働きかけを行うこと。

事 務 連 絡  
平成21年5月21日

四国運輸局自動車交通部旅客課長 殿

自動車交通局旅客課  
新輸送サービス対策室長

自家用有償旅客運送自動車等の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の確実な実施に向けた取り組みについて

自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件については、「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確実な確保に向けた指導の徹底について」（平成20年9月30日付け国自旅第231号）及び「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確認について」（平成20年9月30日付け事務連絡）により取り扱うこととしているが、講習実施者においては、受講者数の減少等により、講習会の定期的な開催が困難になると推測されている。

このため、下記により、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるなど、自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件が確実に確保されるよう取り組まれない。

なお、記2. については、国土交通省のホームページからも各講習実施者のホームページへリンクできるように措置することとしているので、必要なデータを当室まで送付されたい。

#### 記

1. 複数の講習実施者が連携して講習会を開催するなど、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるよう関係者と連絡・調整を行うこと。
2. 講習実施者の講習会の開催計画等について、運輸局・運輸支局のホームページに掲載するなど、受講者への情報提供を行うこと。
3. 運送者自らが講習実施者となることなど、講習実施体制の強化に向けて必要な働きかけを行うこと。



事 務 連 絡  
平成21年5月21日

九州運輸局自動車交通部旅客（第一・第二）課長 殿

自動車交通局旅客課  
新輸送サービス対策室長

自家用有償旅客運送自動車等の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の確実な実施に向けた取り組みについて

自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件については、「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確実な確保に向けた指導の徹底について」（平成20年9月30日付け国自旅第231号）及び「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確認について」（平成20年9月30日付け事務連絡）により取り扱うこととしているが、講習実施者においては、受講者数の減少等により、講習会の定期的な開催が困難になると推測されている。

このため、下記により、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるなど、自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件が確実に確保されるよう取り組まれない。

なお、記2. については、国土交通省のホームページからも各講習実施者のホームページへリンクできるように措置することとしているので、必要なデータを当室まで送付されたい。

#### 記

1. 複数の講習実施者が連携して講習会を開催するなど、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるよう関係者と連絡・調整を行うこと。
2. 講習実施者の講習会の開催計画等について、運輸局・運輸支局のホームページに掲載するなど、受講者への情報提供を行うこと。
3. 運送者自らが講習実施者となることなど、講習実施体制の強化に向けて必要な働きかけを行うこと。

事 務 連 絡  
平成21年5月21日

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

自動車交通局旅客課  
新輸送サービス対策室長

自家用有償旅客運送自動車等の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の確実な実施に向けた取り組みについて

自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件については、「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確実な確保に向けた指導の徹底について」（平成20年9月30日付け国自旅第231号）及び「自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確認について」（平成20年9月30日付け事務連絡）により取り扱うこととしているが、講習実施者においては、受講者数の減少等により、講習会の定期的な開催が困難になると推測されている。

このため、下記により、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるなど、自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件が確実に確保されるよう取り組まれない。

なお、記2. については、国土交通省のホームページからも各講習実施者のホームページへリンクできるように措置することとしているので、必要なデータを当室まで送付されたい。

#### 記

1. 複数の講習実施者が連携して講習会を開催するなど、講習会が必要に応じて適切な頻度で開催されるよう関係者と連絡・調整を行うこと。
2. 講習実施者の講習会の開催計画等について、運輸局・運輸支局のホームページに掲載するなど、受講者への情報提供を行うこと。
3. 運送者自らが講習実施者となることなど、講習実施体制の強化に向けて必要な働きかけを行うこと。